

社会福祉法人 時津町社会福祉協議会
有料広告掲載取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人時津町社会福祉協議会（以下「本協議会」という。）の自主財源を確保することを目的として、本協議会が発行する広報紙等の有料広告掲載の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載物)

第2条 広告を掲載することができるものは、次に掲げるものとする。

- ・広報紙「社協だより」

(掲載広告の要件)

第3条 この告示において、次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

- (1) 法令等に違反し、または、抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序もしくは善良な風俗に反し、または反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの
- (4) 青少年の保護または健全育成の観点から適切でないもの
- (5) 誇大広告及び不当表示、その他表現が適切でないもの
- (6) その他、会長が掲載することが好ましくないと判断したもの

(広告の規格及び掲載料)

第4条 広告の掲載位置、規格及び掲載料は、別表のとおりとする。

(広告掲載の申込)

第5条 時津町社会福祉協議会有料広告掲載申込書（様式第1号）に広告原稿を添えて、掲載希望発行日の前月1日までに提出するものとする。

(広告掲載の決定)

第6条 会長は、前条に規定する申込書を受理したときは、広告の内容等を審査し、掲載の可否を決定する。

2 会長は、前項の審査結果に基づき広告掲載の可否を決定したときは、その結果について有料広告掲載決定通知書（様式第2号）、有料広告掲載非掲載決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

3 広告掲載希望が掲載数を超えた場合は、先着順とする。

（広告掲載料の支払い）

第7条 広告掲載の決定通知を受けた者は、会長の指定する日までに、広告掲載料を支払うものとする。

（広告掲載の決定の取消）

第8条 会長が、広告の掲載に支障があると認めるとき、又は広告掲載料が支払われなかったときは、当該掲載の決定を取り消すことができる。

（申請者の責任等）

第9条 広告の内容に関する責任は、すべて申請者が負うものとする。

（広告掲載料の還付）

第10条 広告掲載料は原則として還付しない。ただし、本会の責めに帰すべき理由による場合は、還付することができる。

（免責事項）

第11条 本会は、申請者が広告掲載に関して損害を生じた場合については、その原因の如何に関わらず賠償する責任を負わないものとする。

（協議）

第12条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、双方誠意をもって協議してこれを定める。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は会長が別に定める。

附 則 この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

(別紙)

■掲載料

枠数	社協法人会員価格(税込)	通常金額(税込)
1枠分(縦50×横91mm)	2,000円/1部	5,000円/1部
2枠分(縦50×横185mm)	4,000円/1部	10,000円/1部

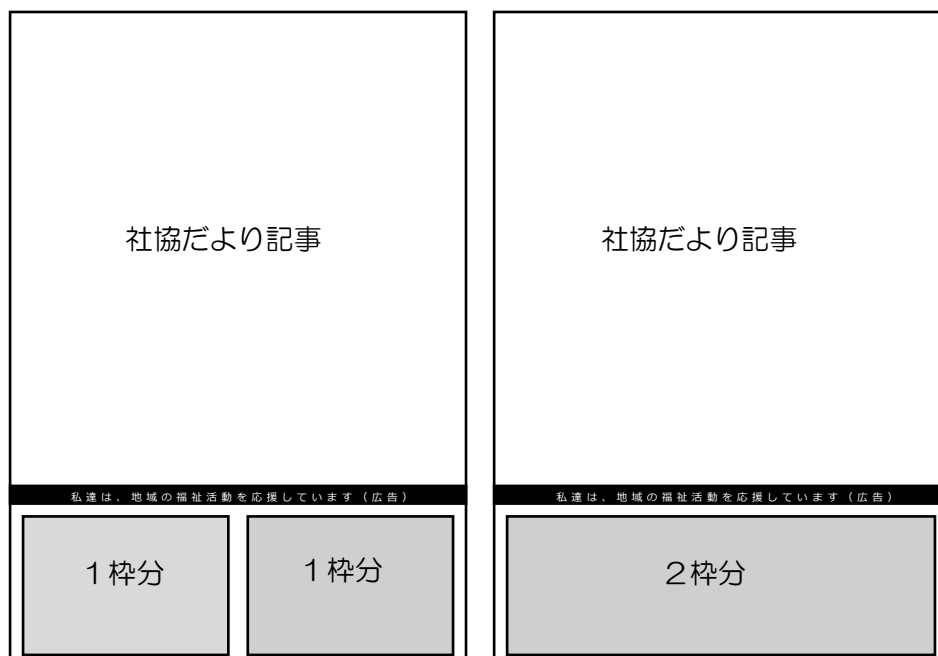
※社協法人会員は、会費入金月から1年間有効です。(法人会員 5,000円/1口)

■発行予定部数

約9,000部 時津町自治会加入世帯、町内公共施設など

春号(4月)・夏号(7月)・秋号(10月)・冬号(1月)発行 フルカラー印刷

■掲載位置



※ページ数や掲載位置の指定はできません。広告原稿は広告主において作成し、完全データで入稿してください(データはjpegもしくはpdfに変換してください)

■お申込み～掲載の流れ

1. 申し込み

申込書をホームページの「ダウンロード」から印刷し、必要事項を記入して郵送又はメールで申し込んでください。

(掲載を希望される月の2か月前の15日まで)

2. 掲載の決定

審査の上広告掲載決定通知書にて、掲載の可否を通知します。

3. 広告原稿と広告料の納入

広告原稿と広告料を指定する期日までに納入してください。

4. 広告の掲載

お申し込みの社協だよりの号に広告を掲載します。

■有料広告掲載取扱要綱

お申込みにあたっては、「社会福祉法人 時津町社会福祉協議会有料広告掲載取扱要綱」を必ずご確認ください。

当協議会ホームページ→ダウンロード→各種申請書→社協だより有料広告

社会福祉法人
時津町社会福祉協議会
地域福祉課 地域福祉係
電話：095-882-0777
e-mail：tiiki@togitsu-shakyo.org